

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月20日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

業務用給湯器親機左側部品交換

2 履行(納品)場所

横浜市磯子区丸山 2丁目25番1号  
横浜市立滝頭小学校

3 契約日

令和6年7月17日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月17日～7月31日

5 契約金額

309,100円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市旭区中白根 3-24-18  
株式会社 森川工業

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

調理員がいつものとおり各種電源のスイッチを入れたところ、給湯器のリモコンの画面が全く何も点かず温度表示もなくお湯が出る状況ではありませんでした。リモコンの電源は給湯器からとっているということでしたので、給湯器の異常が考えられました。給食室の給湯器ですので、洗浄が完全にできずに汚れが残っている状況では給食提供が成り立たないので、緊急の修理を行います。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立滝頭小学校